作成日 2026 年　9 月　7 日
（最終更新日 2026 年　9 月　28 日）

「情報公開文書」

課題名

「2 型糖尿病患者（糖尿病関連腎臓病を含む）への理学療法士による運動指導が推定糸球体濾過量の年間変化速度に与える影響」

受付番号：日光 B26010

1．研究の対象

（1）「糖尿病関連腎臓病患者における運動指導の効果の検討」（倫理審査承諾番号：日光22-009）に参加した患者

（2）同研究の最終評価から1年後のデータ取得が可能な患者

2．研究期間

研究実施許可日～2027 年 6 月 30 日

3．試料・情報の利用及び提供を開始する予定日

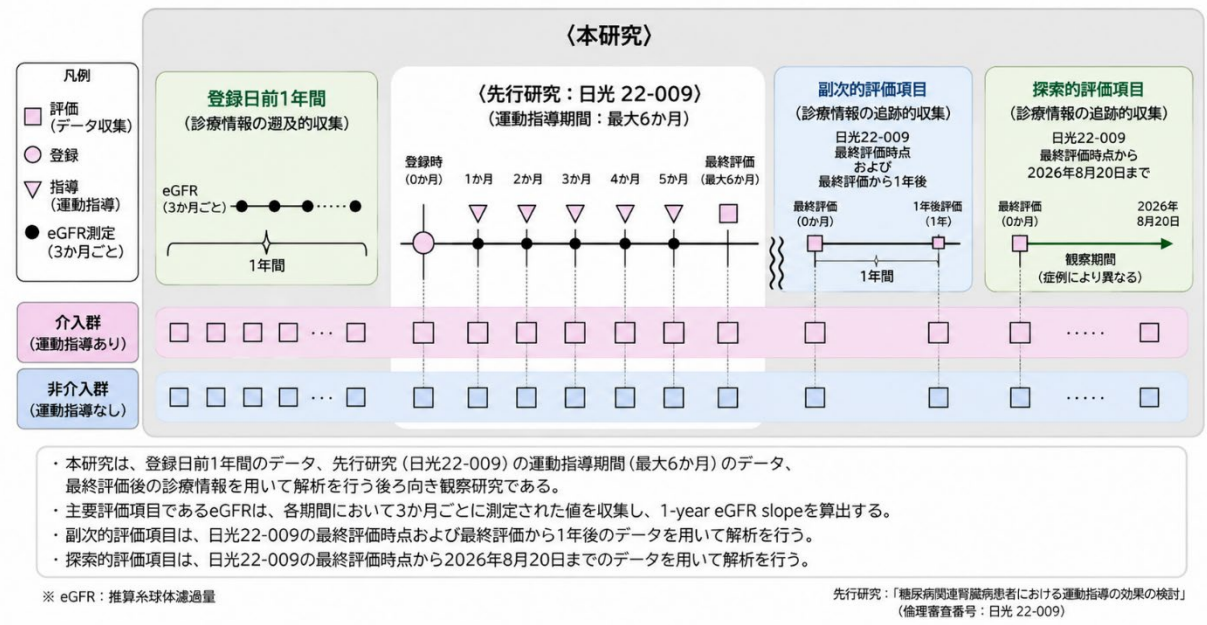
当院で情報の利用を開始する予定日及び外部への提供を開始する予定日は以下の通りです。

利用開始予定日：2026 年 9 月 21 日

4．研究目的

2型糖尿病患者（糖尿病関連腎臓病［DKD］を含む）への理学療法士による運動指導が、血清クレアチニンに基づく推定糸球体濾過量（eGFR cr）の年間変化速度に与える影響を検討すること。

5．研究方法



本研究は、「糖尿病関連腎臓病患者における運動指導の効果の検討」（倫理審査承諾番号：日光 22-009）の参加者を対象とした後方視的追跡研究である。

本研究では、電子カルテから得られる診療録等の既存情報および通常診療の範囲内で実施された検査・評価結果に加え、「糖尿病関連腎臓病患者における運動指導の効果の検討」（倫理審査承諾番号：日光 22-009）に基づき収集されたデータを用いる。本研究の評価には、前研究（日光 22-009）の最終評価時点、最終評価時点から 1 年後、および最終評価時点から 2026 年 8 月 20 日までに得られた診療情報を用いる。また、前研究登録日前 1 年間の血液データを遡及的に収集する。収集したデータは、研究用 ID を付与した上で電子的または紙媒体にて管理する。研究実施施設は、 獨協医科大学日光医療センターである。

6. 研究に用いる試料・情報の種類

情報：血液データ、罹患歴、服薬情報、既往歴、身体評価情報等を用いる。

本研究では、電子カルテ（診療録）から収集する情報および「糖尿病関連腎臓病患者における運動指導の効果の検討」（倫理審査承諾番号：日光 22-009）で収集された既存データを用いる。

7. 外部への試料・情報の提供

本研究で収集した情報は、将来、新たに計画される医学系研究に二次利用し、また、他の研究機関へ提供する可能性がある。その際には、必要な倫理審査委員会の審査および研究機関の長の許可等を受け、必要に応じて研究内容、利用する情報、提供先等について情報公開を行う。

8. 研究組織

本学単独研究

9. 利益相反（企業等との利害関係）について

本研究に関する資金提供はなく、開示すべき利益相反はない。

10. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせください。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出ください。

また、情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

当院における照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

担当者の所属・氏名：獨協医科大学日光医療センターリハビリテーション部　谷黒　栞菜
住所　：栃木県日光市森友 145-1
連絡先：TEL：0288-23-7000　FAX：0288-23-5000
E-mail：k-taniguro@dokkyomed.ac.jp

作成日 2026 年　9 月　7 日
（最終更新日 2026 年　9 月　28 日）

当院の研究責任者：谷黒 栞菜

◆個人情報の開示等に関する手続

当院が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

　保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

保有個人情報については、獨協医科大学日光医療センター管理課が担当窓口となります。

【獨協医科大学日光医療センター個人情報保護方針】

https://www.dokkyomed.ac.jp/dmu/privacy-protection/nikko.html

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

③法令に違反することとなる場合